

北福島医療センター 入院セット事業仕様書

1. 事業名

「北福島医療センター入院セット事業」（以下「入院セット事業」という。）

2. 概要

この仕様書は、北福島医療センター（以下「当院」という。）において入院セット事業を行うにあたって、サービスの条件及び費用のあり方などの基本的な事項を定めたものである。ただし、契約時及び契約締結後において、当院と事業者の協議が整った場合、本仕様書の一部を変更できるものとする。

3. 事業内容

(1) 業務内容

事業者は、当院が指定する建物の一部にて、協議の上運営に必要な設備整備等を行い、入院患者及びその家族に対して、入院生活に必要なタオル・衣類（いずれも洗濯付き）、紙おむつや口腔ケア用品、日用生活用品等の患者負担となる物品（以下「入院用品」という。）を提供し、日額で料金を請求する業務を実施する。また、請求書の発行及び入金確認は事業者が行うものとし、施設使用料（手数料）を設定する場合は、月ごとの売上金額（税抜）に事業者が提案した割合を乗じた金額に消費税相当額を加算した額とする。

(2) 事業実施場所

北福島医療センター（伊達市箱崎字梁下1番1）

【参考】病床数220床（令和9年3月1日以降）

平均在院日数11.19日（令和7年度実績）

1日平均入院患者数内訳 約188人

4. 履行期間

令和9年3月1日 から令和14年3月31日までの5年以上とし、以後更新可とする。ただし、途中解約については、病院と運営事業所による協議の上、決定とする。

5. 契約条件

(1) 事業の実施体制

- 1 対象病床数は220床（令和7年度病床稼働率81.5%）とし、遅滞なく安定したサービスを提供できる体制を構築すること。
- 2 事業開始前に当院職員への説明会を実施し、業務フロー等当院へ提出する等、円滑に事業が実施できるよう配慮するとともに、事業開始後は、当院職員からの要望を可能な限り反映する等、当院職員と連携を図りながら実施すること。
- 3 サービス提供開始にあたっては、利用者への周知を十分に行い、円滑に導入できるように配慮すること。

(2) 入院セットの質の確保

入院セットは常に清潔なものを当院が指定した場所へ保管し、当院職員が利用者の申出又は当院職員の判断により必要に応じて利用者へ提供することができる数量が常時確保されていること。

(3) 利用申込書の管理方法

利用者又はその家族から受け取る利用申込書は事業者にて管理することとし、第三者に受付業務を再委託する際は委託先の評価、指導を適切に行うこと。また申込書の回収については、当院職員と十分な調整を図り、円滑に行うこと。

(4) 事業運営体制の十分な確保

事業者の職員は、月2回（入院セット事業導入当初は、週1回程度）程度、定期的に当院を訪問し、事業運営に問題がないかどうか確認すること。その際、当該職員は、事業運営の知識を有し、入院セット事業運営に関わるあらゆる業務の問題に対応可能な担当者が訪問すること。

(5) 利用料金の請求及び回収

各プランの料金については、個別に日額を設定し、利用に際しては、患者個人と実施事業者が契約を行い、利用終了後患者個人に対して直接実施事業者が利用料金を請求することとする。入院費用との混同や盗難・紛失のリスクを避けるため、当院窓口での徴収および院内での事業者による直接の代金回収は行わない。

利用終了後2週間以内に別途請求書及び払込取扱書を契約者に送付するものとする。集金業務については、キャッシュレス決済（クレジットカード・電子マネー等）、オンライン決済など利用者の利便性を高めること。

(6) 利用者からの問い合わせ及び苦情対応

当システムの問い合わせ及び苦情等については、実施事業者の責任において対応すること。利用者の意見の反映は積極的に行うこととし、患者サービスには常に徹すること。入院セット運営会社は利用者からの問い合わせに対しても、誠意を持って対応可能であること。またそのための専門窓口（コールセンター等、外国語対応可）を設けること。受付時間は当院の入院受付開始時刻および売店の営業時間を考慮し、8時間以上とする。（土・日・祝日・GW、年末年始を除く）。なお、時間外の問い合わせ対応方法については、留守番電話、サイト案内、メールフォーム等を用意する。

(7) その他

- 1 事業運営上取得した機密情報は、履行期間中はもとより、履行期間終了後についても外部に漏らさないこと。
- 2 事業者は、利用状況について毎月報告書を当院へ提出し、また求めがあった場合は、本件に係る収支状況報告書を速やかに提出すること。
- 3 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書により難しい事情が生じたときは、当院と事業者が協議のうえ決定するものとする。

6. 業務内容の詳細

利用者の利便性を利用者の利便性を確保するため、利用者にとって利用しやすい方法を提案すること。

(1) 運用形態

- 1 利用者に対するシステムの概略説明は、入院時説明の折に事業者が行う。なお、当院職員が詳細の説明を行う際、事業者はシステムが理解しやすく料金形態が明瞭となる説明資料を提供すること。
- 2 利用者への物品提供は事業者が行うものとする。
- 3 利用日数については利用者の看護状態等を判断し当院職員にて、実施事業者提供の利用日数管理票もしくは電子機器等に記入する。登録処理等は職員が簡潔に登録できる仕組みであること。
- 4 物品の利用数量について当施設職員は適正な使用量で運用にあたるが、当院に利点があると判断される場合を除き在庫調整等の管理をしないこととする。
- 5 入院セットの運用中であっても、提供セット構成に関しては当院との協議の上内容及び価格等の変更が可能であること。
- 6 入院セットの運用開始に際しては、事前に当院職員に対し事業の説明会を実施すること。また、運用中に関しても当院の求めにより随時説明会を実施すること。

(2) 入院用品管理

- 1 入院用品提供は、看護業務の運営上、必要十分な量が確保され、適正な量を配付しなければならない。そのため、事業者はこれらの点に十分配慮するとともに、当院職員に対し誠意を持って協力すること。また、利用者へ提供する入院用品については、当院職員の希望を反映したものであるとともに、必要に応じて入院用品のリニューアルにも対応すること。
- 2 事業者は、入院セット事業運営上、必要となる物品の発注、納品及び使用済みリネン類の回収、その他必要な物品の管理を行うこと。
- 3 事業者は各入院用品の在庫管理を随時行い、欠品等が生じないようにすること。また、棚卸についても、事業者の責任において行うこと。
- 4 各入院用品の納品は解錠時間内とし、受領に当たっては事業者が検品を行い、汚染・破損等の物品を利用者へ提供することのないように十分留意すること。

(3) リネン類管理体制

- 1 病衣類に関しては医療関連サービスマーク取得企業の資材を用いること。病衣類以外のリネン類を追加する際も、衛生面、安全面の観点から、医療関連サービスマーク取得企業が所有、管理する資材を用いること。
- 2 リネン類の回収交換回数は、週2回以上とすることとし、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知）の第3及び「病院診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を遵守させ、適正に処理させるものとする。

(4) 損害賠償

入院用品類の紛失、取扱上の過失による損害、その他事業者の責により生じた商品の損害については、当院の責によることが明らかな場合を除き、当院はその責を負わないこと。また利用者が使用する物品等に関わる事故及び利用者の個人情報等の流失等に備え、実施事業者は生産物に関する損害賠償保険及び情報漏えいに関する損害賠償保険に加入すること。

(5) 経費区分（一部再掲）

事業者は以下の費用及び備品等を負担することとする。

- 1 物品管理に要する棚等の備品
- 2 利用者への説明資料、料金表等類
- 3 利用契約、日数管理等、運営管理を目的とした備品類
- 4 システム導入に係る各種改修費用
- 5 履行期間の満了又は解除に伴う物品の撤去、設備の原状回復費用
- 6 貸与品の業務上の段損・破損に伴う、修理・交換等に必要となる費用
- 7 当院に対する施設使用料（手数料）（売上金額×還元率）

上記の条件は参考条件でありについては、利用者サービスの向上及び事業の安定運営につながる提案を積極的に求めるものとする。

(6) 入院用品の構成

- 1 入院セット事業を運営する上で、入院用品の品目に関しては、特に注意して当院の意向に沿うこと。また、当院が事業開始当初に希望する入院用品については別紙に基づき同等以上の入院用品を提供すること。また、当院より指定のある品目に関してはそれに従うこと。
- 2 必要に応じて入院用品の品目の見直しに対応すること。
- 3 病衣類、タオル類については洗濯を含むこと。

7. 現在実施中セット内容【参考】

※プランの構成は病院と協議のうえ決定する

プランA		
分類	商品名	備考
リネン類	紙おむつ	パンツ式、テープ式、尿取りパット
	衣類	甚平、ゆかた、介護寝巻 いずれか
	タオル類	バスタオル・フェイスタオルの中で必要な物
	初回日用品セット	

プランB		
分類	商品名	備考
リネン類	衣類	甚平、ゆかた、介護寝巻 いずれか
	タオル類	バスタオル・フェイスタオルの中で必要な物
	初回日用品セット	

※初回日用品セット内訳

歯ブラシ・歯磨き粉・コップ・イヤホン・ティッシュ・ヘアブラシ・ボディソープ（ミニボトル）・リンスインシャンプー（ミニボトル）・紙おしぼり

※その他患者の症状により提供

口腔ブラシ、入れ歯洗浄剤＋入れ歯ケース、入れ歯洗浄ブラシいずれか・口腔保湿剤
吸い込み・食事用エプロン（ディスポ）・ガーグルベースン・歯間ブラシ

プランC 1泊2日セット		
分類	商品名	備考
リネン類	衣類	甚平・ゆかたいずれか
	タオル類	バスタオル フェイスタオル
	日用品	ティッシュ・歯ブラシセット・コップ イヤホン・紙おしぼり

補足事項

リネン類の使用量は目安であり、利用者の容態の変化等で追加に使用した場合も、料金の追加請求は行わないものとする。

導入に際し、浴衣・甚平は新品の資材を準備すること。

衣類については、看護業務の負担軽減および患者の快適性向上の観点から以下の点を満たした商品とし、企画提案書提出時にサンプルを提出すること。

商品の決定については業者決定後速やかに行うものとする。

上記以外の商品を提案する場合については、同等以上の機能および品質を有する製品を基本とし、提案書提出前に当院と協議し、合意を得たものであること。

衣類要件

同等以上の機能として次の要件を満たすものとする。

- (着脱機能)
 - 袖口が広く、点滴やチューブ類の管理が容易であること
 - 看護師の介助による着脱を容易にするため、全方位にストレッチが効く素材であること
- (着用感・快適性)
 - 患者の尊厳に配慮し、はだけにくいデザインであること
- (耐久性・管理)
 - 工業洗濯に耐えうる耐久性を有すること
 - 配付時の業務効率化のため、サイズが確認しやすい工夫（色分け、タグ等）がされていること

- (その他)
 - 福島県内の当院と同規模、同機能の病院における運用実績を複数有すること

日用品類

分類	商品名	使用量の目安	備考
日用品	カラーコップ	適宜	
	吸い飲み	適宜	
	BOXティッシュ	適宜	
	食事用エプロン	適宜	ディスプレイ
	紙おしぼり	適宜	
	ヘアーブラシ	適宜	
	ガーグルベースン	適宜	
	リンスインシャンプー	適宜	
	ボディシャンプー	適宜	
	イヤホン	適宜	
口腔ケア用品	歯ブラシ	適宜	
	歯みがき粉	適宜	
	義歯洗浄剤	適宜	
	義歯ケース	適宜	
	口腔ケアスポンジ	適宜	
	入れ歯洗浄ブラシ	適宜	
	歯間ブラシ	適宜	
	口腔湿潤ジェル	適宜	

日用品及び口腔ケア用品の構成及び使用量の目安

- (1) プランの利用者に対して、以下の日用品及び口腔ケア用品（以下「消耗品」という。）を無償で提供すること。
- (2) 消耗品は利用者の希望に応じて消耗品は利用者の希望に応じて配布できるよう、病院指定の場所に常に一定量確保しておくこと。
- (3) 消耗品は利用者の希望・もしくは当院職員の判断で定期交換する。また、使用中で

あっても劣化や破損の場合には随時交換可能であること。

- (4) 消耗品に関しては、品質の悪いものは入れてはならない。以下の品目と同等の商品を用意すること。